



議案第百十一号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議
決を求める。

昭和五十三年十二月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾叁年拾貳月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名 称	設 置 場 所
三朝町中央公民館	三朝町大字大瀬九九九番地の二
三朝町竹田地区公民館	三朝町大字穴嶋一六八番地の一
三朝町高勢地区公民館	三朝町大字小河内九七八番地の二
三朝町賀茂地区公民館	
三朝町三朝地区公民館	
三朝町三徳地区公民館	
三朝町小鹿地区公民館	

第三条を次のように改める。

第三条 削 除

第四条第一項中「三朝町竹田公民館」を「三朝町地区公民館」に改め、同条第二項を削る。

第五条を次のように改める。

(公民館運営審議会)

第五条 法第二十九条第一項ただし書の規定に基づき、第二条に規定する三朝町立公民館に公民館運営審議会を置く。

附 則

1 この条例は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 改正前の三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により設置された三朝町中央公民館及び三朝町竹田公民館は、この条例による三朝町中央公民館及び三朝町竹田地区公民館となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この条例施行の際、現に公民館運営審議会委員である者の任期は、昭和五十五年三月三十一日までとする。